

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 平成29年12月12日（火）11:15～11:29
- 2 場所 永田町合同庁舎1階共用第1会議室
- 3 出席

#### <WG委員>

- 座長代理 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長  
委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授  
委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

#### <関係省庁>

- 近江 愛子 法務省入国管理局総務課企画室長  
石井 芳明 経済産業省政策局新規産業室新規事業調整官

#### <事務局>

- 村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官  
木村 順治 内閣府地方創生推進事務局参事官補佐

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 創業外国人材について
- 3 閉会

---

○事務局 お待たせいたしました。

それでは、次の議題でございます。「創業外国人材について」ということとございまして、法務省と経済産業省で、全国で活用できる新しい制度を検討されているということでございますので、両省の方々にお越しいただきまして、ヒアリングをさせていただきたいと思っております。

それでは、原先生、よろしく申し上げます。

○原座長代理 よろしく申し上げます。

○近江室長 お手元の資料で御説明したいと思います。まず、外国人起業家の受入れ促進というところとございまして、これまで特区で平成27年9月から、現在も創業人材特例を実施させていただいておりまして、上段に書いてございますけれども、地方公共団体が起業のための計画の実現性を審査されまして、事業の安定性・継続性に係る要件が認められた場合には、上陸時に求められます「経営・管理」という在留資格に係る要件を6カ月間

猶予するというところで、そのような特例的な入国を認めてまいりました。

実施状況でございますが、7月までの資料になってございますけれども、これまで実際に入国された方は33名になっておりまして、その中の状況でございますが、元々6カ月の創業活動を実施されまして、通常の「経営・管理」に移行された方が16人、いまだ在留中の方が12人、残念ながら「経営・管理」に移行することができず、出国された方が4人、その他の方が1人という状況になってございます。

このような実施状況の中、実施されている東京都などから御要望をいただいております。その下のほうに書いておりますけれども、まず、創業活動に入るためには、事業所の開設時期とか具体的な計画とか、資金調達をきちんと書いていただいて、創業計画を立ていただき、自治体に認定していただくという作業が必要になるのですが、そこに至るまでが非常に難しいのだというところで、東京都からは、6カ月間では短いというお声をいただいております。

実質、東京都で御利用されている状況としましては、9名の方にとどまっております、このような状況を踏まえて、東京都としてはさらに起業家を呼び込みたいというところで、何とか緩和していただけないかという御要望をいただいております。

そのほか、特区の区域ではないのですが、大分県などからは特区ではないのだけれども、この6カ月を使ってみたいと。何とかならないかというお声をいただいております。

次に、右側に未来投資戦略が書いてございますが、未来投資戦略は、次の別紙に付けておりますけれども、御承知おきのとおり、もちろん特区でのフィンテック分野への外国人材の受入れも非常に大事なのですが、全体としまして、起業家や高度外国人材を受け入れていくためのメッセージを発信してほしいというところを言われておりまして、これに基づきまして、これまで法務省と経済産業省、内閣官房とともに、起業家の受入れ推進について考えてまいりました。

考えた結果でございますが、下のほうに新たな起業家受入れ制度ということで、スタートアップ・プログラムという名前を、仮称ではございますが付けさせていただいております。これにつきましては、最後のほうにも付けましたが、政策パッケージが8日、先週金曜日に閣議決定されたのですが、ここでもやはり起業家の受入れを非常に求められておりまして、やはり6カ月の準備期間では短いということがここでも書かれておりまして、最初は1年の期間を設けてほしいということと、あとは確実に起業するために、ちゃんと支援をしてほしいということとを来年度中に開始するということが盛り込まれております。

これを受けまして、下のほうのスタートアップ・プログラムになるのですが、簡単に申しますと、東京都などの御要望を受けまして、やはり6カ月では短いということで、1年の起業のための期間を付与するということが、閣議決定もされておりますので、全国的に起業家受入れを推進していくために、全国展開をしてみようというところと、あとは今まで特区で、やはり特区区域は事業の遂行能力が非常に高くいらっしゃいますので、そういうところでやっていたものを全国展開するというところで、確実に起業していただ

くような何らかの措置が必要かと思ひまして、今日は経済産業省に来ていただいておりますが、経済産業省と地方自治体と法務省が連携しまして、地方自治体において管理と支援のプログラムを作ってくださいまして、それを経済産業省で認定していただき、また、支援などのアドバイスもしていただけるというところで、確実な起業を行うようなスタートアップ・プログラムを考えております。

プログラムの内容としましては、色々書いておりますけれども、事業計画がきちんと立てられるようにといった支援や、定期的に面接をしていただく。あとは地元でのビジネスパートナーなどの紹介をしていただく。オフィス・住居の支援、起業の経費の支援など、自治体によって色々なメニューがあるかと思ひますが、このようなものを盛り込んでいただくプログラムを今は想定しております。

この結果でございますが、右下のほうになりますけれども、現行では「経営・管理」という在留資格に基づきまして、6カ月の創業活動を行っていただき、その後「経営・管理」に移行するというを前提としておりましたが、検討しております新制度におきましては、わかりやすくということですので、起業のために1年間の在留資格を付与するというで期間を延ばすということと、起業ということを前面に出してわかりやすい言葉で外国の方にもアピールできるようにキャッチーなネーミングを付けて運営していきたいと思っております。

私からは、以上でございます。

○石井調整官 経済産業省から、産業政策的なお話を少しさせていただきますと、御案内のとおり、世界でイノベーションの競争が起こっている中で、各国が非常に優秀な起業家をいかに誘致するか、競争が起こっている状況でございます。シンガポール、イスラエル、こういった国でありますとか、最近ではフランスがスタートアップビザで起業家を誘致する。こういう動きがあつて、優秀な起業家をきちんと呼び込むということは、産業政策、イノベーション政策上重要というところであります。とはいえ、何でもかんでもという訳にはいきませんので、まずは自治体としっかり連携して、きちんと選び、きちんと育てることができるような自治体を認定することによって、優秀な起業家を呼び込みたいと思っております。

御案内のとおり、創業の手続は非常に手間がかかるところでありまして、事業計画を作ったりとか取引先を見つけたりとかがあるのですが、外国人の場合、例えば、銀行口座を開くとかオフィスを借りるとか、そういったことでハードルがさらに高くなっているということもありますので、創業支援の手続の応援をできるところ、プラス、そういった外国人に対してきめ細やかな対応ができるような自治体と連携して、優秀な起業家を招き入れるという形をとりたいと思っております。経済産業省のスタートアップ支援のネットワークも使いながら、このプログラムをしっかりと実施していきたいと思っております。

以上です。

○原座長代理 ありがとうございます。

御質問は。

○八代委員 育成における自治体の認定というのは、具体的にどうやって認定されるのですか。

○石井調整官 自治体から計画書を出していただいて、実施体制でありますとか、具体的にどういうスキームで応援するとか、あるいは専門家のネットワークをちゃんと持っているとか、そういったことを審査させていただくという形になっております。

○八代委員 一旦認定したら、しばらく資格は続くということですか。

○石井調整官 そうですね。ただ、認定要件を明確にしてモニタリングしながら、要件を満たさないような状況になったら、認定取消しもあるという形でしっかり見ていきたいと思っております。

○八代委員 結局特区はなくなって全国展開するという考え方ですね。

○近江室長 そうさせていただければと思っております。

○原座長代理 開始される時期はいつからですか。

○近江室長 時期については、今検討中ではございますが、特区のほうの手続もございまして、経済産業省のほうで認定手続などの告示をおそらく作っていただくこととなりますので、その準備がどの程度できるかというところで、来年度になろうかとは思っております。

○原座長代理 特区の制度も、これは告示でしたか。法律でしたか。

○村上審議官 下は告示です。

○原座長代理 告示改正で、同じタイミングでされればよろしい訳ですね。

○村上審議官 事務局からテクニカルな、1点は御相談で、1点はお願いかどうかというあれなのですが、これは税の特例がついてございまして、税制の適用を受けている事業者が1事業者いらっしゃるものですから、一応5年間の適用が付いているのですが、この事業者については5年間適用されるように、経過規定を置く必要があるのではないかと考えてございます。その書き方も含めて、これは別途事務的に御相談させていただきたいというのがお願いとしてございます。

○近江室長 承知いたしました。

○村上審議官 それから、福岡市側から要望が出てくるかどうか次第が2件目なのですが、税のインセンティブの観点から、従来どおり半年延長なだけの、現行制度を残せないかという議論が先週末以来出ておりまして、これについてどのように取扱うか一旦御相談、もしくは福岡市からまだ正式に話を聞いていない状態のものでございますので、今日の時点ではそういう議論があり得るということだけ御報告をさせていただいて、正式に話が合った時点でまた御相談をしたい。この2点が本件についてはございます。

○近江室長 承知いたしました。

○原座長代理 これは仮に特区制度での仕組みを残す場合に、私が理解しているところでは、新制度は特区制度を完全に包括するのですね。

○近江室長　そうです。

○原座長代理　含んでいて、それよりも超えていることがなされているのだとすると、特区制度も残すのだったら、そちらに合わせさせていただいたらよろしいのではないですか。

○村上審議官　そうしますと、多分、今度は税が付いてなくなるのです。

○近江室長　おそらくそこですね。

○原座長代理　特区制度は特区制度として制度を拡充して、税も付けてはいけないのですか。

○近江室長　そうしますと、非常に煩雑な特区制度にまたこの6カ月をプラスする形で全国にという形に、それが実質法令上できるかどうかはわからないところもあります。

○原座長代理　特区限定でより厳しい制度が作られているという大変な感じがしますね。

○近江室長　そうですね。特区のほうが厳しくなる。

○村上審議官　実質的にはより緩和した制度が全国展開されますので、国家戦略特区制度の本旨が税ではなく規制にあることを考えると、諦めてくださいというのが素直な回答のような気はしているのですが、自治体から要望があればきちんと検討しなくてはならないと考えています。

○近江室長　私どもも経済産業省と一緒に福岡市からもヒアリングをさせていただいて、色々お話を伺っておりまして、仮にこの1年ということであったらどうでしょうかということも事前に色々御意見をいただいているところもあります。その中で、1年延びれば非常にありがたいというお声もいただいておりますので、福岡市との調整などをさせていただければと思っておりますので、今後、また。

○村上審議官　私どもも、正式に福岡市からはまだ聞いてございませんので、事務的にそんな話の問合せがあったぐらいの状態なものですから、もし必要があれば、ワーキングで一回福岡市の話聞かせていただくということもあると思っております。

多分、主税局は全国展開された、より緩和された措置ができるのであれば、税のインセンティブを付ける理由がなくなったとして、税制措置側からもう認められないと言ってくると思いますので。

○石井調整官　それは今年、来年度要求では何か議論はあったのですか。

○村上審議官　私も先週末前後に、まず担当レベルから話を聞いたぐらいのことなので、まだ真意は確認できていないのですけれども、普通に考えると難しいかなという感じがするのです。

○石井調整官　実績1件だと結構難しいですね。次の要求のときとか。

○村上審議官　現状1件。だから、経過措置規定はあえて、こちらの制度の施行が始まるまでの間に何件か新規を詰め込むみたいなのは別によろしいのではないのでしょうか。

○石井調整官　経過措置でそうですね。

○原座長代理　それは福岡市の状況を確認して御相談しましょう。

○村上審議官　申し訳ございません。わかりました。

○原座長代理 あとはよろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。

○近江室長 よろしくお願ひします。